

〔中右記〕寬治五年正月二日、依例可有行幸一院之由、去年雖有其定儀被留了、十三日癸酉、爲朝觀行幸河堀太上天皇河白御所、未刻御出南殿中略今日無送物并院司祿御遊等也、又見後二條關白記

〔三代實錄三十五陽成〕元慶三年五月九日戊戌、天皇欲幸粟田院、奉見太上天皇和清、天皇將御轡與太上

天皇遣右大辨從四位上藤原朝臣山蔭、馳奏可停仙駕之狀、因而駐蹕、

〔台記〕仁平四年正月二日乙卯、朝觀行幸近衛依御目事停止云々、閏十二月廿日比、有正月二日可有

行幸之風聞、然而近日其事無音、元日節會猶無出御、況行幸乎、

〔續世繼三虫の音〕此みかど近衛御みめも御心ばへも、いとなつかしくおはしましけるに、すゑにな

りて、御めを御らんせざりければ、かたかくみいのりも御くすりも、まかるべきにやかひなくて、

すゑさまには、としのはじめの行幸などもせさせ給はずなりにけり、

〔吾妻鏡 二十八〕寬喜四年貞永元年正月四日乙酉、後鳥羽院御時、朝觀行幸繪、自京都被進之、將軍家藤

原賴 經 今日有御覽、陰陽權助晴賢朝臣、依仰讀彼詞云々、